

答申第 179 号
令和 6 年 4 月 26 日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中川丈久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 6 年 1 月 5 日付け諮問第 3 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

県立高校の学校行事における生徒指導に関する公文書

第 1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

1 公文書の公開請求

令和 5 年 7 月 31 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

本件公開請求の対象は、令和 5 年 2 月に特定の県立高等学校で挙行された学校行事においてなされた生徒指導事案（以下「本件事案」という。）に関する当該県立高等学校からの報告文書等（以下「本件公開請求文書」という。）である。

2 実施機関の決定

令和 5 年 8 月 9 日、実施機関は、本件公開請求文書の存否を明らかにすることで、実施機関が発表していない本件事案が発生した高等学校の特定が可能となり、特定された高等学校への多数の問い合わせが入ること等が予想され、在籍生徒への影響のみならず、通常の教育活動に支障をきたすおそれがあるため、条例第 9 条の規定に基づき、本件公開請求文書の存否を明らかにしないで非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和 5 年 8 月 17 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和 6 年 1 月 5 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した（以下「本件諮問」という。）。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公文書公開決定を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 審査請求書

高等学校名が特定されれば、多数の問い合わせが入ること等が予想され、教育活動に支障をきたすおそれがあるという。そのことを理由に条例第9条を用いて、当該公開請求を一括拒否するのは極めて不当である。

高等学校名を除けば、当該情報は条例第6条各号に規定する不開示情報には該当しない。すなわち、本件処分は条例の趣旨を逸脱した、県民の知る権利に対する明白な侵害行為である。

学校名については非公開（黒塗り）とした上で、開示されたい。

(2) 意見書

本件審査請求から本件諮問まで5か月も要することは許されるべきものではなく、極めて遺憾である。

実施機関が策定した教育方針の基本的な考え方に示された教育課題を考えていくため、実施機関等との交渉に出席した。この交渉では本件事案が取り上げられ、高等学校を特定して議論が行われたことを前提として、文書の公開請求を行った。

実施機関の主張を認めれば、学校の校務運営に関することは隠そうという意思を持てば、すべてが隠すことができる。学校現場で起こったことを、このように隠せば、学校内部の硬直した意識や考え方がますます助長され温存される。学校の風通しを良くして、外部意見を反映する環境のためにも、情報を公開し議論ができるようにしていかなければならない。実施機関は条例の趣旨を踏みにじる頑なな秘密主義で、条例などなくても同じだという姿である。

実施機関は、「多数の問合せが入ること等が予想」されると述べ、「多数の問い合わせ」に対して、「教育活動の適正な遂行に支障を及ぼす」というマイナスの評価をしているが、これは一方的な評価ではないのか。問い合わせの中には意を酌むべき正当な意見もあるのではないのか。

実施機関は、「本件生徒指導は人権侵害事犯ではなく、校則に沿った指導であり、生徒とのコミュニケーション不足が招いた事態」であると述べているが、この認識が果たして正しいのか、このことも含め議論すべき課題である。

今回の事案については最悪の結果に至らなかったのは幸いであったものの、

他府県では「指導死」と呼ばれる事態が頻発しているのも事実である。そのような事態が起これば、学校の指導のあり方を問う第三者委員会が設置され、原因が究明されるのが近年の通例である。そのような不幸な事態になれば、「高等学校名については、生徒個人への影響や通常の教育活動に支障をきたすおそれがある」などとする実施機関の言い訳など通用しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由

審査請求人は、特定の高等学校を特定し本件請求を行っているが、実施機関は本件事案のあった高等学校名を公表しておらず、本件公開請求文書の存否を明らかにすることで特定の高等学校における本件事案の存否を明らかにすることとなり、また、各高等学校に同様の請求を行うことにより、事案が発生した高等学校の特定が可能となり、特定された高等学校への多数の問い合わせが入ること等が予想され、在籍生徒への影響のみならず、教育事業の性質上、教育事業である高等学校における教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（条例第6条第6号）を明らかにすることとなるため、条例第9条に基づき本件処分を行ったものである。

2 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分の理由に条例第9条を用いて、本件請求を一括拒否することは極めて不当であると主張している。

また、高等学校名を除き、本件公開請求文書は条例第6条各号に規定する不開示情報には該当せず、本件処分は条例の趣旨を逸脱した、県民の知る権利に対する明白な侵害行為であると主張しており、高等学校名について非公開とした上での公開を求めている。

(2) 審査請求人の主張に対する反論

実施機関は、本件事案に係る高等学校について「（特定の）市の県立高校」と公表しており、具体の高等学校名については、生徒個人への影響や通常の教育活動に支障をきたすおそれがあることを考慮し明らかにしていない。

したがって、本件公開請求文書の存否を明らかにすることができないのは、上記1のとおりであって、高等学校名を非公開として部分公開した場合も、特定の高等学校と特定した公文書公開請求に対して回答することになり、同様に

本件事案が発生した高等学校の特定につながるため、部分公開することはできない。

また、本件生徒指導は人権侵害事犯ではなく、校則に沿った指導であり、生徒とのコミュニケーション不足が招いた事態である。

審査請求人は、本件審査請求の理由において、本件対象公文書の部分公開を主張していると考えられるが、以上のとおり、本件請求については存否応答拒否すべきものであるから、審査請求人の主張は失当である。

2 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

条例第9条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条各号の非公開情報を公開することになるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるように定めている。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、条例第9条は、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について規定したものである。その趣旨は、公開請求に係る公文書の存否を答えることで条例第6条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防止することにある。

特定の高等学校を特定した本件請求に対し、本件公開請求文書の存否を明らかにすることで特定の高等学校における本件事案の存否を明らかにすることとなり、また、各県立高等学校に同様の請求を行うことにより、事案が発生した高等学校の特定が可能となる。よって、特定の高等学校における本件事案の存否を明らかにすることの条例第6条各号の該当性につき検討する。

実施機関は、本件事案のあった高等学校名について、「(特定の)市の県立高校」とし、本件事案発生及び高等学校の設置市域を明らかにしているが、高等学校名は明らかにしていない。これは、高等学校名を明らかにすると、特定された高等学校への多数の問い合わせが入ること等が予想され、在籍生徒への影響のみならず、教育事業の性質上、高等学校における教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の説明をしている。

一方で、審査請求人は、実施機関が策定した教育指針の考え方を示し、教育課題に対する外部意見を反映する必要性、問合せの中に意を酌むべき正当な意見もあること、生徒自死事案では第三者委員会で学校の指導のあり方が問われること等を主張し、高等学校名を隠そうとする実施機関の姿勢を批判する。

当審議会から、実施機関に対して、教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの具体性の説明を求めたところ、実施機関は、（特定の）市内の各県立高等学校に本件事案があったか確認する問い合わせがあったほか、実施機関の担当課への問合せ等もひっきりなしに入り、記録できたものだけで電話19件に及び通常の事務対応に影響があり、これらの問合せ等が直接特定の高等学校にあった場合には、教育活動の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあったと説明した。

また、実施機関は、本件事案を含む生徒指導に関する事案において生徒指導に至る経緯、実施機関としての考え方などを当該生徒の保護者以外の者に対して説明するに当たり、指導の対象となった生徒の特定を避ける配慮からも、学校名を明らかにできない旨の説明を行うこととしていると、当審議会に説明している。

本件事案を含め生徒指導に関する事案について、実施機関から一定の事実を明らかにして説明を行う場合、具体の高等学校名を明らかにすると、当該対象生徒の特定につながり、「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」（条例第6条第1号）を明らかにすることとなることは考えられうるところである。

本件処分の理由において実施機関は条例第6条第1号の非公開情報を公開することになることを理由としていないが、当審議会としては、同条同号を理由とすることも考えられるところではあるが、同条第6号の非公開情報としても具体の高等学校名を明らかにすることにより、世間の耳目を集め、当該高等学校に多数の問い合わせ等がなされ、当該生徒個人への影響ひいては教育課題への対処に支障をきたすことは現実に想定されるところであり、「当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（条例第6条第6号）は認められると考えられる。

よって、本件公開請求文書は、その存否を答えるだけで条例第6条第6号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定により、本件公開請求文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否したことは、妥当と認められる。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年1月5日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和6年1月23日	・ 審査請求人から意見書を受領
令和6年3月22日 第2部会（第115回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和6年4月23日 第2部会（第116回）	・ 審議
令和6年4月26日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男